

開発許可を受けた者の住所及び氏名		山西憲治		地位の承継	承継人の住所 及 び 氏 名	
開発許可の年月日 及 び 番 号		令和 7年 4月 4日 建相起第 8095 号-2				承継(受理)年月日
許 可 内 容	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	米子市 車尾六丁目 285番 1の一部 車尾六丁目 285番 3 車尾六丁目 285番 4 車尾六丁目 286番 1 車尾六丁目 287番 7 車尾六丁目 287番 10 車尾六丁目 297番 1			備 考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等	
	開 発 区 域 の 面 積	1, 638. 61 m ²	工区別面積		2 許 可 条 件	
	予 定 建 築 物 等	長屋住宅 (自己用以外)				(1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること
	法 第 4 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容					(2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません
変 更 許 可	年 月 日	変 更 の 内 容				
完 了 検 査	工 区 名	検 査 年 月 日	検 査 済 証	完了公告の年月日及び番号		
		令和 7年 5月23日	令和 7年 5月29日 建相起第 1125号-3	令和 7年 6月 6日 第 115号		